

特定非営利活動法人スカイラボサポートセンター

ガバナンス・コンプライアンス規定

第1章 倫理

(基本的人権の尊重)

第1条 この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

(法令等の遵守)

第2条 この法人は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規程、その他の規程、内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

2 役職員は、宗教団体、政党、特定の公職の候補者、暴力団等に資金が活用されることのないように注意を払わなければならない。

3 この法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

4 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、各規程に則り対応しなければならない。

(私的利益追求の禁止)

第3条 役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第4条 役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第5条 この法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第6条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

第2章 利益相反防止

(自己申告)

第7条 役員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たにこの法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に理事会に申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、この法人と役員との利益が相反する可能性がある場合（この法人と業務上の関係にある他の団体等に役員が関係する（兼職等を除く。）ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関しても前項と同様とする。

3 役員は、原則として、次に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に理事会に申告するものとする。

（１）他団体の役員若しくはこれに準ずるもの若しくは職員から金銭、物品又は不動産の贈与を受けること。ただし、他団体役員もしくは職員から、これらのものの負担の有無にかかわらず、物品若しくは不動産を購入した若しくは貸与を受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価が無償又は著しく低いときは、相当な対価の額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（２）他団体等役職員から未公開株式を譲り受けること。

（３）他団体等役職員から供応接待を受けること。

（４）他団体等役職員をして、第三者に対し前（１）～（３）に掲げる行為をさせること。

（定期申告）

第8条 役員は、毎年1回理事会において当該役員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について理事会に申告するものとする。

（申告後の対応）

第9条 前条の規定に基づく申告を受けた理事会は、コンプライアンス担当理事と連携して申告内容の確認を徹底した上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、この法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置（以下「適正化等措置」という。）を求めるものとする。

第3章 コンプライアンス

（組織）

第10条 この法人のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

（１）コンプライアンス担当理事

第11条 コンプライアンス担当理事は、理事長とする。コンプライアンス担当理事は、理事会に対し、定期的にこの法人のコンプライアンスの状況について、報告する。

2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管、指揮監督して、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。

3 コンプライアンス担当理事の役割及び権限は以下のとおりとする。

（１）コンプライアンス施策の実施の責任者

（２）コンプライアンス違反事例の対応の責任者

（報告、連絡及び相談ルート）

第12条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス担当理事に報告する。

2 コンプライアンス担当理事は、前項の報告で、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、直ちに事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、当該事象への対応を実施する。

(役職員のコンプライアンス教育)

第13条 この法人は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員等はこの法人の行動規範を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(懲戒等)

第14条 役職員が第12条第1項から第2項に定める報告を適切に行わなかった場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処する。

2 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員（監事を除く。以下本条において同じ。）の場合は、戒告とし、職員の場合は、各規定に従い譴責、減給、出勤停止、諭旨退職又は懲戒解雇とする。ただし、役員が報酬を得ている場合には、自主的に報酬を減額することを妨げない。

3 前項の懲戒処分は、理事会が決議し、理事長がこれを行う。

4 懲戒処分を行ったときは、当該事案の究明・分析を踏まえて、再発防止策を策定し、処分結果とともに公表するものとする。

第4章 公益通報者保護

(公益通報制度)

第15条 この法人は、不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理及びこの法人に対する社会的信頼の確保のため、公益通報制度を設ける。

(相談窓口及び通報窓口)

第16条 役職員は、次に定めるいずれかのヘルプラインの窓口（以下「ヘルプライン窓口」という。）に対して、電話、電子メール又は直接面談する方法等により通報等を行うことができる。

(1) コンプライアンス担当理事

(2) 監事

(3) 理事長

(不利益処分等の禁止)

第17条 この法人の役職員は、通報者等が通報等を行ったこと、通報者に協力したこと又は通報等に基づく調査に積極的に関与したことを理由として、通報者等に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課におけるマイナス評価等、通報者等に対し

て不利益な処分又は措置を行ってはならない。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

1 この規定は、令和7年2月1日より施行する。